

知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

〔令和8年3月31日〕
〔告示第52号〕

(趣旨)

第1条 知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）は、地震災害から市民の生命及び財産の保護を図るため、非木造住宅の所有者が行う非木造住宅耐震診断事業に要する経費に対し、予算の範囲内において当該所有者に交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付申請日において、建築物を所有する個人又は法人（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体又は同法第47条第1項に規定する法人がある場合は、当該者とする。以下「所有者等」という。）
- (2) 補助金の交付申請日において、市税、都市計画税及び国民健康保険税を滞納していない所有者等
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上指針となるべき事項」に基づく、地震に対する安全性の適切な評価（以下「耐震診断」という。）を実施する所有者等

ア 市内に現存する非木造住宅（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）のうち、昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の規定による建築主事の確認済証の交付を受け、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けた建築物であること。

イ プレハブ構造の建築物ではないこと。

ウ 住宅以外の用途が、延べ面積の2分の1未満であること。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 市長は、補助対象者が行う第1条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助対象経費は、補助対象者の依頼に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士（同法第3条第1項に規定する建築物の耐震診断にあつては一級建築士）が実施する耐震診断に要する費用のうち、一戸建て非木造住宅については一戸当たり130,000円を限度とし、一戸建て以外の非木造住宅については次に定める費用を限度とする。ただし、一戸建て以外の非木造住宅については、設計図書の復元、第三者機関の判定等の、通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,500,000円を限度として加算することができる。

(1) 面積が1,000平方メートル以内の部分は1平方メートル当たり2,000円

(2) 面積が1,000平方メートルを超えて、2,000平方メートル以内の部分は1平方メートル当たり1,500円

(3) 面積が2,000平方メートルを超える部分は1平方メートル当たり1,000円

3 補助金の額は、前項の規定に基づき算定した補助対象経費の3分の2の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断を実施する前に、知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3に規定する確認申請書の副本及びその添付書類の写し又はこれに類するもの

- (2) 建築基準法施行規則第4条の4に規定する検査済証の写し又はこれに類するもの
- (3) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (4) 補助金の交付を受けようとする者が建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する区分所有者の団体又は同法第47条第1項に規定する法人の場合は、その規約及び耐震診断の実施に係る議決書又はこれに代わるもの
- (5) 所有者等と居住者が異なる場合は、利害関係者の同意書又はこれに代わるもの
- (6) 市税、都市計画税及び国民健康保険税の納税証明書（完納を証するもの）又は納税状況確認同意書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(決定の通知)

第5条 市長は、交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金計画変更申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、着手前に市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更の内容が分かる書類
- (2) 変更後の耐震診断に要する費用の見積書の写し

(変更決定の通知)

第9条 市長は、計画変更を承認したときは、速やかに知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業遅延の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由が明らかとなる事由を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は事業の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに、知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 耐震診断実施結果評価書又はこれと同等のもの

(3) 耐震診断に要する費用に係る領収書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第12条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付)

第13条 補助金は、額の確定後に交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第4条関係）

知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年度において知多市民間非木造住宅耐震診断費補助事業を行うため、次のとおり知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金の交付を申請します。

交 付 申 請 額	円
補 助 事 業 の 目 的	
補 助 事 業 の 内 容	
事 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3に規定する確認申請書の副本及びその添付書類の写し又はこれに類するもの 2 建築基準法施行規則第4条の4に規定する検査済証の写し又はこれに類するもの 3 耐震診断に要する費用の見積書の写し 4 補助金の交付を受けようとする者が建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する区分所有者の団体又は同法第47条第1項に規定する法人の場合は、その規約及び耐震診断に係る議決書又はこれに代わるもの 5 建物所有者と居住者が異なる場合は、利害関係者の同意書又はこれに代わるもの 6 市税、都市計画税及び国民健康保険税の納税証明書（完納を証するもの）又は納税状況確認同意書 7 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで交付申請のあったことについては、次のとおり交付決定したので、知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
交付の条件	

第3号様式（第8条関係）

知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金計画変更申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業について、計画を変更したいので、次のとおり申請します。

補助事業の名称	
変更後の補助金額	円
計画変更の理由	
計画変更の内容	

備考 「計画変更の内容」欄は、交付申請書に記載した事項又は添付書類に記載した事項について、変更前と変更後が比較対照できるように記載しなければならない。

第4号様式（第9条関係）

知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金変更交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付け計画変更申請書により、年 月 日付け知多市 指令 第 号で通知した交付決定について次のとおり変更決定したので、知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助事業の名称	
変更交付決定額	円
交付の条件	

第5号様式（第11条関係）

知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
実施期間	
添付書類	1 契約書の写し 2 耐震診断実施結果評価書又はこれと同等のもの 3 耐震診断に要する費用に係る領収書の写し 4 前3項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第6号様式（第12条関係）

知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金確定通知書

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
確定額	円

第7号様式（第13条関係）

知多市民間非木造住宅耐震診断費補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け知 発第 号で補助金額の確定を受けた補助事業について、次のとおり請求します。

補助事業の名称			
請求金額	円		
確定額	円		
上記のうち受領済額	円		
振込口座	金融機関名		
	店名		
	預金種別	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義人		